

(対大臣・副大臣・政務官)

刑事局 作成

令和6年3月13日(水) 衆・法務委

寺田 学 議員(立憲)

9問 任意の取調べや逮捕後の取調べにおいて、被疑者らがメモを取ることは法律で禁じられているか、法務大臣に問う。

- 刑事訴訟法上、任意の取調べや逮捕後の取調べにおいて、メモを取ることを禁止する規定はない。

【責任者：刑事局刑事課 関課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■■■】

(対大臣・副大臣・政務官)

刑事局 作成

令和6年3月13日（水）衆・法務委

寺田 学 議員（立憲）

10問 （取調べにおいてメモを取ることが法律上禁止されていないのであれば、）実務上、取調べで被疑者らがメモを取ることが認められないのはなぜか、法務大臣に問う。

- 檢察官による取調べ時にメモを取ることを認めるかどうかは、取調べを行う検察官において、取調べの機能に対する影響等をも考慮し、事案に応じて、適切に判断しているものと承知している。

【取調べの機能に対する影響等とは何かと更に問われた場合】

- 飽くまで一般論として申し上げれば、検察官による取調べにおいて、自由にメモを取ることを認めた場合、
  - 検察官の問い合わせに答えることより、メモを取ることに集中してしまう（などして、（必要な説得・追及を通じて）ありのままの供述を得たり、その供述態度をつぶさに観察したりすることが難しくなる）こと
  - （取調べでは、捜査の秘密や関係者の名誉・プ



ライバシーに関わる内容にも言及したり、そうした事項が記載された証拠を示したりすることがあり得るが、）取調べが行われている正にその場でメモを取ることを認めれば、（そのメモが流出するおそれが生じるなど、）取調べ中に示された検査情報がそのままの形で外部に流出するおそれがあること  
などの影響が考えられる。

- 檢察官は、以上のような点も考慮し、事案に応じて、適切に判断しているものと承知している。]

【責任者：刑事局刑事課 関課長 内線 [ ] 携帯 [ ] 】